

10kW～50kW 未満 小規模事業用電気工作物の保安規制義務化！

現行制度

現行の電気事業法においては、小出力発電設備（太陽電池発電設備（50kW 未満）、風力発電設備（20kW 未満）については、「一般用電気工作物」として取扱い、一部の保安規制は対象外とされています。

事業用電気工作物 ↑ 一般用電気工作物 ↓	太陽電池発電設備の保安規制の対応				風力発電設備の保安規制の対応							
	出力等条件		保安規制		出力等条件		保安規制					
	事前規制 安全な設備の設置を担保する措置		事後規制 不適切事案等への対応措置		事前規制 安全な設備の設置を担保する措置		事後規制 不適切事案等への対応措置					
2,000kW以上	技術基準維持義務	電気主任技術者の選任 保安規程の届出 使用前の届出 自主検査 自己確認	報告徴収	事故報告	立入検査	500kW以上	技術基準の適合	技術基準維持義務	電気主任技術者の選任 保安規程の届出 使用前の届出 自主検査 自己確認	報告徴収	事故報告	立入検査
2,000kW未満 500kW以上												
500kW未満 50kW以上												
50kW未満 10kW以上 小出力発電設備												
10kW未満 小出力発電設備 ※居住の用に供するものに限り												

【出典】経済産業省資料に基づき作成

新制度

令和5年3月20日 から小規模事業用電気工作物 に関わる以下の制度が開始となります。

- ①技術基準適合維持義務の対象が拡大
- ②基礎情報届出が新設され義務化
- ③使用前自己確認の対象が拡大され義務化

事業用電気工作物 ↑ 小規模事業用 電気工作物 【新設】 ↓ 一般用電気 工作物	太陽電池発電設備の保安規制の対応				風力発電設備の保安規制の対応							
	出力等条件		保安規制		出力等条件		保安規制					
	事前規制 安全な設備の設置を担保する措置		事後規制 不適切事案等への対応措置		事前規制 安全な設備の設置を担保する措置		事後規制 不適切事案等への対応措置					
2,000kW以上	技術基準維持義務	電気主任技術者の選任 保安規程の届出 使用前の届出 自主検査 自己確認	報告徴収	事故報告	立入検査	500kW以上	技術基準の適合	技術基準維持義務	電気主任技術者の選任 保安規程の届出 基礎情報届出【新設】 使用前自己確認【範囲拡大】	報告徴収	事故報告	立入検査
2,000kW未満 500kW以上												
500kW未満 50kW以上												
50kW未満 10kW以上												
10kW未満 小規模発電設備												

【出典】経済産業省資料に基づき作成